

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「第6次エネルギー基本計画の概要」

1. 東電福島第一の事故後10年の歩み
2. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応
3. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

「岸田首相肝いりの『新しい資本主義実現会議』は下請Gメンによる徹底調査を指示」
(秋野弁護士)

株式会社 大五



●今月のトピックス●

建設経済研究所と経済調査会が発表した建設投資見通しによりますと、今年度(2021年度)の住宅着工戸数で前年度比5.1%増の85.4万戸と予測されています。民間住宅投資額は、1.9%増の15兆4,000億円。国土交通省の建設投資見通し(「民間住宅建築投資」15兆3,500億円)よりわずかに強気な見方となっています。

持家では着工戸数は7.3%増の28.2万戸、戸建分譲では7.9%増の14.0万戸と、ともに7%台の高い伸び率を示しています。

一方で、2022年度は住宅着工戸数が84.5万戸(△1.1%)、持家着工戸数が27.6万戸(△2.2%)と微減になるとの予測結果となっています。

●住宅着工戸数の推移

[(一財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2021年11月)」より] (戸数単位:千戸)

年度	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021 (見通し)	2022 (見通し)
着工戸数	全体 (対前年度伸び率)	1,249.4 4.7%	819.0 5.6%	920.5 4.6%	946.4 -2.8%	952.9 0.7%	883.7 -7.3%	812.2 -8.1%	854.0 5.1%
	持家 (対前年度伸び率)	352.6 -4.0%	308.5 7.5%	284.4 2.2%	282.1 -3.3%	287.7 2.0%	283.3 -1.5%	263.1 -7.1%	282.2 7.3%
	貸家 (対前年度伸び率)	518.0 10.8%	291.8 -6.3%	383.7 7.1%	410.4 -4.0%	390.1 -4.9%	334.5 -14.2%	303.0 -9.4%	321.9 6.2%
	分譲 (対前年度伸び率)	370.3 6.1%	212.1 29.6%	246.6 4.5%	248.5 -0.3%	267.2 7.5%	259.7 -2.8%	239.1 -7.9%	244.1 2.1%
	マンション・長屋建 (対前年度伸び率)	232.5 10.9%	98.7 44.5%	120.4 7.6%	110.6 -3.4%	122.3 10.5%	113.6 -7.1%	109.8 -3.3%	104.5 -4.8%
	戸建 (対前年度伸び率)	137.8 -1.2%	113.4 19.0%	126.2 1.6%	137.8 2.3%	144.9 5.1%	146.2 0.9%	129.4 -11.5%	139.6 7.9%

注1)2020年度までは国土交通省「建築着工純計調査」より。

注2)給与住宅は利用関係別に表示していないが、全体の着工戸数に含まれる。

2021年度の後半から2020年度にかけては着工が伸び悩むと予測している理由のひとつに、住宅取得支援策が終了することが挙げられています。さらに、11月中旬の報道では、住宅ローン減税の控除額が現行の1%から0.7%に引き下げられそうであるともされています。

もしそうなった場合の影響は今回の見通しには加味されていませんので、12月の令和4年度税制改正大綱にどのように反映されるのか、注視が必要です。

今月の
テーマ

「第6次エネルギー基本計画の概要」

10月末に日本のエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。「脱炭素化」の重要性が世界的にも増す中、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなどの情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえて2018年の第5次エネルギー基本計画から今回の第6次エネルギー基本計画へと改定されたものです。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経ち、復興を着実に進めていくこと、安全性を最優先とすることは、エネルギー政策を進める上で大前提となっています。その上で、以下の2つを重要なテーマとして策定されたのが今回の基本計画です。

- ✓ 昨年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと。
- ✓ 気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと。

エネルギー基本計画全体は、主に

1. 東電福島第一の事故後10年の歩み
 2. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応
 3. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応
- のパートから構成されており、以下で概要をご紹介します。

1. 東電福島第一の事故後10年の歩み

東京電力福島第一原子力発電所事故を含む東日本大震災から10年を迎え、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むことがエネルギー政策の原点として、以下のようなことをポイントとして挙げています。

- 2021年3月時点でも2.2万人の被災者が避難対象となっているなど、「安全神話」に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかったという反省を忘れることなく、安全を最優先で考えていくこと。
- 福島第一原発の廃炉は、国が前面に立ち、2041～2051年までの廃止措置完了を目標に、国内外の叡智を結集し、不退転の決意を持って取り組むこと。
- ALPS処理水については、厳格な安全性の担保や政府一丸となって行う風評対策の徹底を前提に、東京電力が原子力規制委員会による認可を得た上で、2年程度後を目途に、福島第一原子力発電所において海洋放出を行うこと。
- たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた環境整備を進める。特定復興再生拠点区域外についても、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。

- 浜通り地域等の自立的な産業発展に向けて、事業・なりわいの再建と、福島イノベーション・コースト構想の具体化による新産業の創出を、引き続き車の両輪として進める。加えて、帰還促進と併せて、交流人口の拡大による域外消費の取込みも進める。福島新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギーと水素を二本柱とし、更なる導入拡大に加え、社会実装への展開に取り組んでいくこと。
- 2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減すること。

2. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

2050年カーボンニュートラル実現に向けては、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要となります。CO₂の排出の多いものづくり産業がGDPの2割以上を占める産業構造や、遠浅の海や広大な平地といった自然エネルギーを活用する条件も諸外国と異なることなど、日本の置かれた状況を踏まえても、その実現は容易なものではありません。

そのため、産業界、消費者、政府など総力を挙げて取り組みが求められる一方、カーボンニュートラルへの課題は世界各国で共通する要素も多く、解決策をいち早く見いだすことで世界をリードし、次の大きな成長につなげることが求められています。

2050年カーボンニュートラルが実現した社会のイメージは、技術開発や国際政治経済を含めた情勢変化など、不確実・不透明な部分も多くありますが、現時点の技術を前提として、大胆に2050年カーボンニュートラルが達成された社会におけるエネルギー需給構造を描くと以下のようなものとなるとしています。

- 徹底した省エネルギーによるエネルギー消費効率の改善に加え、脱炭素電源により電力部門は脱炭素化され、その脱炭素化された電源により、非電力部門において電化可能な分野は電化される。
- 産業部門においては、水素還元製鉄、CO₂吸収型コンクリート、CO₂回収型セメント、人工光合成などの実用化により脱炭素化が進展する。一方で、高温の熱需要など電化が困難な部門では、水素、合成メタン、バイオマスなどを活用しながら、脱炭素化が進展する。
- 民生部門では、電化が進展するとともに、再生可能エネルギー熱や水素、合成メタンなどの活用により脱炭素化が進展する。
- 運輸部門では、EVやFCVの導入拡大とともに、CO₂を活用した合成燃料の活用により、脱炭素化が進展する。
- 各部門においては省エネルギーと脱炭素化が進展するものの、CO₂の排出が避けられない分野も存在し、それらの分野からの排出に対しては、DACCsやBECCs、森林吸収源などによりCO₂が除去される。
※DACCs：大気中のCO₂を除去し地中に貯留する等、CO₂排出量をマイナスにする仕組み
※BECCs：バイオ燃料とCO₂貯留の組合せで排出量をマイナスにする仕組み

3. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

2050年カーボンニュートラルという挑戦を背景として、2030年度の温室効果ガス排出削減目標も大幅に引き上げられ、2030年度に2013年度比で46%の削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されています。

この新たな削減目標は、これまでの目標を7割以上引き上げるもので、簡単に実現できるものではありません。そのため、以下のような取り組みが進められます。

(1) 需要サイドの取組

①徹底した省エネの更なる追求

- 産業部門では、エネルギー消費原単位の改善を促すベンチマーク指標や目標値の見直し、「省エネ技術戦略」の改定による省エネ技術開発・導入支援の強化などに取組む。
- 業務・家庭部門では、2030年度以降に新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、建築物省エネ法による省エネ基準適合義務化と基準引上げ、建材・機器トップランナーの引上げなどに取組む。
- 運輸部門では、電動車・インフラの導入拡大、電池等の電動車関連技術・サプライチェーンの強化、荷主・輸送事業者が連携した貨物輸送全体の最適化に向け、AI・IoTなどの新技術の導入支援などに取組む。

②エネルギー転換を後押しする省エネ法改正を視野に入れた制度的対応の検討

- 化石エネルギーの使用の合理化を目的としている省エネ法について、非化石エネルギーも含むエネルギー全体の使用の合理化や、非化石エネルギーの導入拡大等を促す規制体系への見直しを検討。

③蓄電池等の有効活用など二次エネルギー構造の高度化

- 蓄電池等の分散型エネルギー資源を活用したアグリゲーションビジネスを推進するとともに、マイクログリッドの構築によって、地産地消による効率的なエネルギー利用、レジリエンス強化、地域活性化を促進。

(2) 再生可能エネルギー

S+3Eを大前提に、再生エネの主力電源化を徹底し、再生エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

- 地域と共生する形での適地確保
- コスト低減・市場への統合 (FIT・FIP制度)
- 系統制約の克服
- 規制の合理化 など

(3) 原子力

- 東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省が原子力政策の出発点
- 原子力の社会的信頼の獲得と、安全確保を大前提として原子力の安定的な利用の推進
- 立地自治体との信頼関係構築
- 研究開発の推進

(4)火力

- 安定供給を大前提に、再エネの瞬時的・継続的な発電電力量の低下にも対応可能な供給力を持つ形で設備容量を確保しつつ、以下を踏まえ、できる限り電源構成に占める火力発電比率を引き下げる。
- 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了。

(5)電力システム改革

- 脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築

(6)水素・アンモニア

- カーボンニュートラル時代を見据え、水素を新たな資源として位置付け、社会実装を加速。
- 長期的に安価な水素・アンモニアを安定的かつ大量に供給するため、海外からの安価な水素活用、国内の資源を活用した水素製造基盤を確立。
- 需要サイド（発電、運輸、産業、民生部門）における水素利用を拡大。

(7)資源・燃料

- カーボンニュートラルへの円滑な移行を進めつつ、将来にわたって途切れなく必要な資源・燃料を安定的に確保。
- 平時のみならず緊急時にも対応できるよう燃料供給体制の強靭化を図るとともに、脱炭素化の取組を促進。

この1年あまりでの住宅・建築物の省エネルギー対策に係る動きは大まかに以下の通り。

- 第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。
- 気候変動サミット 菅内閣総理大臣発言（令和3年4月22日）

2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける。
- 以下3つを閣議決定（令和3年10月22日）
 - ・エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）
 - ・地球温暖化対策計画
 - ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

2050年カーボンニュートラル宣言以降の脱炭素への動きは不可逆的なもので、特に住宅産業においては、現時点での新築住宅が2050年段階でもほとんどそのまま残っている可能性が高いという特有の事情もあることから、前倒しの対策もこれからさらに必要になってくるものと思われ、新築住宅の高断熱・高気密化や高効率設備・システムの採用などはもちろんのこと、既存住宅でも省エネを重点的に意識した建材や設備への置き換えへのご提案・対応ができる体制が求められます。

匠総合法律事務所の法律基礎知識
「岸田首相肝いりの『新しい資本主義実現会議』は
下請Gメンによる徹底調査を指示」
(秋野弁護士)

2021年は、ウッドショックなど原価高騰に悩まされた1年でした。

このウッドショックのしわ寄せは、現在も深刻であり、多くの住宅会社の資金繰りに悪影響を与えるものと思われます。

建材・住宅設備機器の値上げは、受け入れざるを得ないとして、住宅会社に利益を残す手段は、販売管理費の節約か、下請業者にも泣いてもらう、という方策に出口を求めていく事になりそうです。

しかし、岸田首相肝いりの「新しい資本主義実現会議」は、賃上げを要請し、また下請けGメンを倍に増やし、下請けいじめがなされていないか1万社以上の中小企業へのヒアリング調査を始める方針です。

点検対象は、賃金や材料費といったコストの増加を下請け企業が適正に転嫁できているかと言う点と下請け側の資金繰りの負担にならないよう現金化まで時間のかかる約束手形は避ける指導をすると報道されています。

下請法に違反する疑いがあれば公正取引委員会が指導や企業名の公表を伴う勧告がなされます。

下請業者向けの調査は、11月下旬に開始予定となっており、もし、皆様の会社に公正取引委員会や中小企業庁から「下請法違反の疑いがある」といった問い合わせがあった際は、匠総合法律事務所大阪事務所に法律相談のご連絡をください。

また、皆様には、改めて下請法違反、建設業法違反事例の勉強をして頂きたいと思います。